

# **兵庫県分別収集促進計画 (第 11 期)**

**令和 7 年 11 月**

**兵庫県**

## 目 次

1 計画策定の意義	1
2 分別収集促進のための基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目と品目ごとの取組市町の数	1
5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み	3
6 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの見込量	4
7 各年度において得られる法第2条6項に規定する主務省令で定める物の見込量	5
8 各年度において得られる製品プラスチックの見込量	5
9 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、 市町等相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項	5
別表一覧	8
参考資料一覧	38

# 兵庫県分別収集促進計画(第11期)

令和7年11月

## 1 計画策定の意義

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「法」という。)第9条第1項に基づき、県域での容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、「兵庫県分別収集促進計画(第11期)」を策定する。

本計画は、県内の全41市町で策定(策定主体:25市8町4事務組合)した分別収集計画における分別収集量等を取りまとめるとともに、県としての分別収集促進のための施策を示したものである。

併せて「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環法」という。)に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

また本計画は、県政の基本方針である「ひょうごビジョン2050」のめざす姿<sup>⑩</sup>「循環する地域経済」を実現するための行動計画である。

## 2 分別収集促進のための基本的方向

本計画を策定するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 環境に配慮した持続可能な循環型社会の実現を目指す。
- (2) 県民、事業者及び行政の各主体が、それぞれの公平な役割分担をもとに自発的かつ積極的な取組を行う。
- (3) 廃棄物の発生抑制を第一とし、それができないものについて、再使用、再資源化やエネルギー回収を図る。
- (4) 10品目分別収集する市町数を全41市町とする。
- (5) 分別収集量及び分別収集率の向上を図る。
- (6) 県は、市町等の廃棄物処理に係る事務が円滑に進むよう、技術的・財政的支援が適切に行われるよう努める。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年後に改定する。

## 4 対象品目と品目ごとの取組市町の数

本計画では、(1)～(10)に示す容器包装廃棄物10種と、(11)に示す製品プラスチックの計11種を対象とする。品目ごとの各年度における分別収集取組市町の数は、表1のとおりである。令和8年以降も全市町において容器包装廃棄物10品目は分別収集されるものの、製品プラスチックの分別収集を実施する市町は限られている。

なお、この取組市町の数には、市町・一部事務組合(以下「市町等」という。)が関与した集団回収や拠点回収のみによる取組の場合も含んでいる。

- (1) 商品の容器のうち、主として鋼製のもの(以下「スチール缶」という。)
- (2) 商品の容器のうち、主としてアルミニウム製のもの(以下「アルミ缶」という。)

- (3) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、無色のもの（以下「無色ガラスびん」という。）
- (4) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、茶色のもの（以下「茶色ガラスびん」という。）
- (5) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、無色又は茶色のもの以外のもの（以下「その他ガラスびん」という。）
- (6) 商品の容器のうち、主として紙製のものであって、飲料を充てんするためのもの（以下「紙パック」という。）
- (7) 商品の容器のうち、主として段ボール製のもの（以下「段ボール」という。）
- (8) 商品の容器包装のうち、主として紙製のものであって、紙パック又は段ボール以外のもの（以下「その他紙製容器包装」という。）
- (9) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）
- (10) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであって、ペットボトル以外のもの（以下「その他プラスチック製容器包装」という。）及びこのうち、白色の発泡スチロール製の食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）
- (11) プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品（以下「製品プラスチック」という。）

表1 品目ごとの分別収集を実施する市町数

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール缶	4 1 (100%)				
アルミ缶	4 1 (100%)				
無色ガラスびん	4 1 (100%)				
茶色ガラスびん	4 1 (100%)				
その他ガラスびん	4 1 (100%)				
紙パック	4 1 (100%)				
段ボール	4 1 (100%)				
その他紙製容器包装	4 1 (100%)				
ペットボトル	4 1 (100%)				
その他プラスチック製容器包装	4 1 (100%)				

製品プラスチック	9 (22%)	9 (22%)	11 (27%)	12 (29%)	14 (34%)
----------	------------	------------	-------------	-------------	-------------

注：( ) 内は、全市町(41市町)に占める割合。

## 5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

兵庫県内で排出される容器包装廃棄物の各年度における市町等別の排出量の見込み及びその合算量は、別表1のとおりである。また、容器包装廃棄物の品目ごとの排出量内訳は、表2のとおりである。なお、製品プラスチックについては、表1の取組市町の合計量である。

表2 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの品目ごと排出量（単位：t）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール缶	6,085	6,012	5,923	5,837	5,754
アルミ缶	8,271	8,241	8,217	8,189	8,160
無色ガラスびん	12,980	12,827	12,662	12,502	12,348
茶色ガラスびん	9,667	9,516	9,375	9,241	9,111
その他ガラスびん	7,973	7,885	7,809	7,728	7,650
紙パック	6,317	6,294	6,245	6,197	6,148
段ボール	53,652	53,570	53,282	52,990	52,695
その他紙製容器包装	37,418	37,238	37,004	36,775	36,545
ペットボトル	18,865	18,797	18,687	18,576	18,463
その他プラスチック製容器包装	94,629	94,046	93,427	92,824	92,105
合 計	255,857	254,425	252,629	250,859	248,979
製品プラスチック	17,432	17,343	17,225	17,384	17,683

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合がある。

## 6 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの見込量（法第9条第2項第2号）

市町等が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものを分別基準適合物という。

兵庫県内において得られる分別基準適合物のうち、各年度における市町別の特定分別基準適合物ごとの見込み及びその合算量は、別表2から9までのとおりであり、総括表は表3のとおりである。

また、特定分別基準適合物ごとの見込量の内訳として、指定法人へ引き渡す量、及び指定法人への引き渡しではなく市町等が独自に再資源化を行う量についても、別表2から9の各項目の下段に示している。

なお、別表7「その他プラスチック製容器包装」は「白色トレイ」を含む量を示しており、別表8は「白色トレイ」を含まない量、別表9は「白色トレイ」のみの量である。

表3 特定分別基準適合物の品目ごとの見込量（単位：t）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
無色ガラスびん	7,291 (3,383)	7,217 (3,344)	7,139 (3,306)	7,063 (3,267)	6,990 (3,233)
茶色ガラスびん	5,645 (2,731)	5,585 (2,703)	5,526 (2,676)	5,466 (2,648)	5,408 (2,622)
その他ガラス びん	5,812 (3,034)	5,783 (3,011)	5,755 (2,989)	5,720 (2,961)	5,683 (2,934)
その他紙製容器 包装	7,888 (194)	7,840 (193)	7,773 (191)	7,705 (189)	7,636 (188)
ペットボトル	14,778 (4,677)	14,738 (4,656)	14,650 (4,631)	14,559 (4,604)	14,466 (4,575)
その他プラスチ ック製容器包装	22,909 (17,353)	22,768 (17,239)	22,609 (17,110)	22,452 (16,985)	22,242 (16,807)
合計	64,323 (31,373)	63,932 (31,144)	63,453 (30,902)	62,965 (30,655)	62,426 (30,359)

注：上段は、特定分別基準適合物の見込量。

下段（）内は、上段のうち指定法人へ引き渡す見込量。

小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合がある。

## 7 各年度において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込量（法第9条第2項第3号）

兵庫県内において分別収集をして得られる物のうち、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の各年度における市町等別の見込み及びその合算量は、別表10から13までのとおりであり、その総括表は表4のとおりである。

表4 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込量（単位：t）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール缶	4,413	4,360	4,302	4,243	4,188
アルミ缶	6,415	6,400	6,375	6,346	6,315
紙パック	1,222	1,221	1,212	1,201	1,191
段ボール	40,486	40,647	40,453	40,250	40,044
合計	52,536	52,628	52,342	52,040	51,738

注：法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合する物であって、主務大臣が指定する施設において保管されている物。

小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合がある。

## 8 各年度において得られる製品プラスチックの見込量

プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの各年度における見込み量は、表5のとおりである。

表5 製品プラスチックの見込量（単位：t）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
製品プラスチック	743 (185)	738 (182)	787 (231)	956 (402)	1,294 (742)

注：上段は、製品プラスチックの見込量。

下段（）内は、上段のうち指定法人へ引き渡す見込量。

## 9 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町等相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

### （1）基本的な考え方

容器包装廃棄物の排出を抑制し、再資源化を促進するためには、行政、住民、事業者が各々の役割を踏まえつつ、互いに連携して取り組む必要がある。

一般廃棄物の処理責任を有する市町等は、ハード（処理施設や回収拠点の整備等）及びソフト（収集品目や頻度の検討、作業員の育成等）の両面から、区域内で発生する容器包

装廃棄物を効率的に処理できる体制を整備する必要がある。さらに、住民への啓発など、分別収集率の向上に向けた施策を積極的に展開する必要がある。

排出者である県民は、マイバッグやマイボトルを持参するなど、容器包装廃棄物の発生を抑制することが必要である。さらに、市町の分別ルールを理解し、可能な限り資源ごみとして排出することや、店頭回収や集団回収を積極的に利用することにより、容器包装廃棄物の再資源化に協力する必要がある。

容器包装を製造・利用する事業者は、法に定められた義務を果たすことはもとより、使用する容器包装の簡素化や消費者への啓発を通して容器包装廃棄物を削減するとともに、自主回収・店頭回収の実施・拡充により再資源化を推進する必要がある。

さらに近年では、水平リサイクル（使用済み製品を資源化し、同一製品として再生すること）やアップサイクル（使用済み製品に新たな価値を付加して再生すること）に取り組む事業者が増えており、資源の有効活用の観点から、こうした取組も重要である。

以上のことを踏まえ、広域自治体である県は、分別収集・再資源化に取り組む市町等を支援するとともに、民間事業者とも連携しながら県民を巻き込み、循環経済の先進県となるよう施策を進める必要がある。なお、容器包装廃棄物の排出抑制及び再商品化に係る施策については、「兵庫県資源循環推進計画」（令和6年1月策定）を踏まえ取り組むものとする。

特に、プラスチック製容器包装（ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装）については、国のプラスチック資源循環戦略（令和元年5月策定）に掲げられた目標（令和12年：ワンウェイプラスチックの25%排出抑制、プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクル 令和17年：すべての使用済みプラスチックをリユース又はリサイクル等により有効利用）を踏まえ、排出抑制（リデュース・リユース）と再商品化（リサイクル）、カーボンニュートラルに資する代替素材への置換（リニューアブル）が進むよう重点的に取り組む。

## （2）本県の施策

### ①市町向けの取組

- 県市町廃棄物処理協議会において県及び市町等間で情報交換を行い、先進的な施策の横展開やごみ処理の広域化について協議する。
- 循環型社会形成推進交付金を利用したリサイクルセンターやストックヤードの整備を市町等に働き掛けるとともに、同交付金の利用について助言を行う。特に、プラスチック製容器包装のリサイクルが進むよう、必要な施設の整備を促進する。
- ペットボトルや食品トレイ等の水平リサイクルを行う事業者と市町等をつなぎ、県内で発生した容器包装廃棄物の資源価値を最大化する。
- ごみ減量化や再資源化に取り組む小売店を市町が指定・顕彰する制度の導入・拡充を促し、住民の意識醸成につなげる。
- 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境負荷の低減に資する製品・サービスの調達に率先して取り組むとともに、プラスチ

ックや紙等の資源循環の促進について住民や事業者に分かりやすく PR する。また、詰め替え商品や簡易包装商品の購入等やレジ袋の削減取組を促進することにより、市町内における容器包装廃棄物の排出抑制を図る。

## ②県民向けの取組

- 環境学習や各種セミナーの機会、県の広報媒体等を利用して、容器包装廃棄物の排出抑制や再商品化の必要性に関する普及啓発を行う。
- 関西広域連合が整備した「マイボトルスポット MAP」（マイボトルに飲料を提供可能な飲食店等を表示するウェブサイト）の利用を広め、飲料容器の使用量を削減する。
- ごみ拾いアプリ（拾ったごみを投稿・シェアするスマートフォンのアプリケーション）の利用を奨励し、ごみ拾いへのモチベーションを高め、容器包装廃棄物を含めたごみの散乱を防ぐ。
- クリーンアップひょうごキャンペーンへの参加を呼び掛け、県民のごみ問題に対する意識を向上させる。

## ③事業者向けの取組

- プラスチックごみゼロアクション宣言を呼びかけ、容器包装をはじめとするプラスチックの使用削減を進める。
- ものづくりや小売など様々な業種において、容器包装の簡素化やバイオプラスチック（バイオマスプラスチック及び生分解性プラスチック）の利用を促す。
- 小売事業者等と連携し、リターナブル容器の普及などリユースを進め、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制を行う。長期間使うことのできる製品や修理が可能な製品等の使用を促すことで、使い捨てプラスチックの排出抑制を推進する。
- 「ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアム」において、事業者と連携して水平リサイクル等の取組を進める。ペットボトルについては「ひょうご PET ボトルサーキュラーネットワーク」の取組を通じて、ボトル to ボトルの推進を行う。
- 小売事業者が行う店頭回収量を把握するとともに、店舗や品目の拡大を働きかける。

## 別表

別表 1 容器包装廃棄物の排出量の見込み .....	9
別表 2 特定分別基準適合物（無色ガラスびん）の見込量 .....	10
別表 3 特定分別基準適合物（茶色ガラスびん）の見込量 .....	13
別表 4 特定分別基準適合物（その他ガラスびん）の見込量 .....	16
別表 5 特定分別基準適合物（その他紙製容器包装）の見込量 .....	19
別表 6 特定分別基準適合物（ペットボトル）の見込量 .....	22
別表 7 特定分別基準適合物（その他プラスチック製容器包装）の見込量 .....	25
別表 8 特定分別基準適合物（その他プラスチック製容器包装（白色トレイ収集を含まない））の見込量 .....	28
別表 9 特定分別基準適合物（その他プラスチック製容器包装のうち白色トレイのみの収集分）の見込量 .....	31
別表 10 スチール缶の見込量 .....	34
別表 11 アルミ缶の見込量 .....	35
別表 12 紙パックの見込量 .....	36
別表 13 段ボールの見込量 .....	37

別表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位:t)

市町組合名＼年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
神戸市	82,295	81,797	81,240	80,632	80,008
姫路市	16,075	16,030	15,985	15,941	15,896
尼崎市	23,677	23,733	23,786	23,837	23,886
明石市	15,271	15,669	15,632	15,576	15,525
西宮市	24,124	23,975	23,749	23,577	23,410
洲本市	1,968	1,916	1,866	1,822	1,773
芦屋市	4,168	4,145	4,101	4,056	4,011
伊丹市	10,006	9,998	9,990	9,979	9,969
相生市	1,352	1,338	1,325	1,311	1,298
加古川市	10,108	10,039	9,969	9,900	9,830
赤穂市	2,175	2,162	2,138	2,119	2,100
宝塚市	5,900	5,877	5,823	5,786	5,747
三木市	3,582	3,536	3,472	3,416	3,361
高砂市	4,121	4,096	4,072	4,047	4,023
川西市	7,274	7,226	7,178	7,131	7,083
小野市	2,686	2,667	2,633	2,606	2,580
三田市	5,649	5,615	5,581	5,547	5,513
加西市	1,504	1,487	1,470	1,453	1,437
丹波篠山市	1,649	1,630	1,613	1,594	1,575
丹波市	3,751	3,697	3,625	3,566	3,509
南あわじ市	1,438	1,419	1,393	1,372	1,350
淡路市	2,267	2,242	2,217	2,192	2,167
宍粟市	1,104	1,087	1,064	1,045	1,026
加東市	1,838	1,838	1,836	1,835	1,835
たつの市	1,364	1,294	1,225	1,159	1,099
猪名川町	1,821	1,805	1,790	1,772	1,637
稻美町	1,243	1,240	1,237	1,234	1,231
播磨町	1,546	1,530	1,515	1,500	1,486
福崎町	938	932	929	921	915
太子町	1,650	1,634	1,622	1,601	1,585
上郡町	508	499	491	482	474
佐用町	717	700	684	667	650
新温泉町	774	0	0	0	0
西脇多可行政事務組合	3,012	2,971	2,930	2,890	2,849
南但広域行政事務組合	2,492	2,439	2,388	2,337	2,287
中播北部行政事務組合	1,329	1,311	1,293	1,274	1,256
北但行政事務組合	4,483	4,854	4,768	4,683	4,598
上記の合算量	255,857	254,425	252,629	250,859	248,979

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合がある（以下別表も同様）。

別表2 特定分別基準適合物（無色ガラスびん）の見込量

合計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

市町組合名＼年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
神戸市	1,884		1,872		1,859		1,844		1,829	
	259	1,625	259	1,613	259	1,600	259	1,585	259	1,570
姫路市	862		860		857		855		853	
	858	5	855	5	853	5	850	5	848	5
尼崎市	584		578		573		568		563	
	583	1	577	1	572	1	567	1	563	1
明石市	26		26		26		26		26	
	25	1	25	1	25	1	25	1	25	1
西宮市	195		189		183		177		171	
	0	195	0	189	0	183	0	177	0	171
洲本市	88		85		81		78		75	
	88	0	85	0	81	0	78	0	75	0
芦屋市	146		141		136		131		126	
	146	0	141	0	136	0	131	0	126	0
伊丹市	301		301		300		300		300	
	0	301	0	301	0	300	0	300	0	300
相生市	78		77		76		75		75	
	78	0	77	0	76	0	75	0	75	0
加古川市	477		474		470		467		464	
	476	1	473	1	470	1	466	1	463	1
赤穂市	42		42		42		42		42	
	11	31	11	31	11	31	11	31	11	31
宝塚市	320		319		317		316		314	
	0	320	0	319	0	317	0	316	0	314
三木市	139		136		134		132		130	
	0	139	0	136	0	134	0	132	0	130
高砂市	165		164		163		162		161	
	0	165	0	164	0	163	0	162	0	161

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
川西市	336		334		332		330		327	
	0	336	0	334	0	332	0	330	0	327
小野市	70		68		65		63		60	
	0	70	0	68	0	65	0	63	0	60
三田市	250		248		247		245		244	
	0	250	0	248	0	247	0	245	0	244
加西市	78		77		76		76		75	
	0	78	0	77	0	76	0	76	0	75
丹波篠山市	29		29		29		28		28	
	0	29	0	29	0	29	0	28	0	28
丹波市	96		92		88		85		81	
	0	96	0	92	0	88	0	85	0	81
南あわじ市	94		93		91		90		89	
	94	0	93	0	91	0	90	0	89	0
淡路市	81		81		80		79		78	
	81	0	81	0	80	0	79	0	78	0
宍粟市	72		71		69		68		67	
	11	61	11	60	11	59	11	58	11	56
加東市	71		71		71		71		71	
	70	1	70	1	70	1	70	1	70	1
たつの市	98		93		88		83		79	
	98	0	93	0	88	0	83	0	79	0
猪名川町	66		65		65		64		63	
	0	66	0	65	0	65	0	64	0	63
稻美町	50		50		50		50		50	
	0	50	0	50	0	50	0	50	0	50

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
播磨町	59		59		58		58		58	
	0	59	0	59	0	58	0	58	0	58
福崎町	29		29		29		29		29	
	0	29	0	29	0	29	0	29	0	29
太子町	57		57		56		56		55	
	57	0	57	0	56	0	56	0	55	0
上郡町	27		27		26		26		25	
	27	0	27	0	26	0	26	0	25	0
佐用町	28		28		27		26		26	
	28	0	28	0	27	0	26	0	26	0
新温泉町	34		0		0		0		0	
	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西脇多可行政事務組合	113		111		109		108		106	
	113	0	111	0	109	0	108	0	106	0
南但広域行政事務組合	99		94		90		86		82	
	99	0	94	0	90	0	86	0	82	0
中播北部行政事務組合	23		22		22		22		21	
	23	0	22	0	22	0	22	0	21	0
北但行政事務組合	125		156		153		150		147	
	125	0	156	0	153	0	150	0	147	0
合 計	7,291		7,217		7,139		7,063		6,990	
	3,384	3,909	3,346	3,873	3,306	3,835	3,269	3,798	3,234	3,757

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表3 特定分別基準適合物（茶色ガラスびん）の見込量

市町組合名＼年度	単位 (t)									
	合 計					指定法人 引渡量 *1				
令和8年度	令和9年度		令和10年度			令和11年度			令和12年度	
神戸市	1,465		1,456		1,447		1,436		1,426	
	310	1,155	310	1,146	310	1,137	310	1,126	310	1,116
姫路市	562		560		559		557		556	
	560	2	558	2	557	2	555	2	554	2
尼崎市	457		453		450		447		444	
	456	1	452	1	449	1	446	1	443	1
明石市	40		40		41		41		41	
	37	3	37	3	38	3	38	3	38	3
西宮市	232		226		219		213		207	
	0	232	1	225	2	217	3	210	4	203
洲本市	99		95		91		87		84	
	99	0	95	0	91	0	87	0	84	0
芦屋市	77		75		72		69		67	
	77	0	75	0	72	0	69	0	67	0
伊丹市	200		200		200		200		200	
	0	200	0	200	0	200	0	200	0	200
相生市	51		50		50		49		49	
	51	0	50	0	50	0	49	0	49	0
加古川市	299		297		295		293		291	
	298	1	296	1	294	1	292	1	290	1
赤穂市	66		66		66		66		66	
	20	46	20	46	20	46	20	46	20	46
宝塚市	224		224		222		221		220	
	0	224	0	224	0	222	0	221	0	220
三木市	96		95		93		92		90	
	0	96	0	95	0	93	0	92	0	90
高砂市	119		118		117		117		116	
	0	119	0	118	0	117	0	117	0	116

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
川西市	187		186		185		184		182	
	0	187	0	186	0	185	0	184	0	182
小野市	67		64		62		60		57	
	0	67	0	64	0	62	0	60	0	57
三田市	153		152		151		150		149	
	0	153	0	152	0	151	0	150	0	149
加西市	77		76		75		74		73	
	0	77	0	76	0	75	0	74	0	73
丹波篠山市	37		37		37		36		36	
	0	37	0	37	0	37	0	36	0	36
丹波市	102		98		93		89		86	
	0	102	0	98	0	93	0	89	0	86
南あわじ市	107		105		104		102		100	
	107	0	105	0	104	0	102	0	100	0
淡路市	81		81		80		79		78	
	81	0	81	0	80	0	79	0	78	0
宍粟市	76		74		73		72		70	
	14	62	14	61	13	60	13	58	13	57
加東市	64		64		64		64		64	
	63	1	63	1	63	1	63	1	63	1
たつの市	70		67		63		60		57	
	70	0	67	0	63	0	60	0	57	0
猪名川町	36		36		36		35		35	
	0	36	0	36	0	36	0	35	0	35
稻美町	37		37		37		37		37	
	0	37	0	37	0	37	0	37	0	37
播磨町	35		34		34		34		34	
	0	35	0	34	0	34	0	34	0	34

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
福崎町	33		33		33		33		34	
	0	33	0	33	0	33	0	33	0	34
太子町	44		44		43		43		42	
	44	0	44	0	43	0	43	0	42	0
上郡町	23		23		22		22		22	
	23	0	23	0	22	0	22	0	22	0
佐用町	32		32		31		30		29	
	32	0	32	0	31	0	30	0	29	0
新温泉町	33		0		0		0		0	
	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西脇多可行政事務組合	115		114		112		110		109	
	115	0	114	0	112	0	110	0	109	0
南但広域行政事務組合	95		93		90		88		86	
	94	2	91	1	89	1	87	1	84	1
中播北部行政事務組合	31		30		30		29		29	
	27	4	27	3	26	3	26	3	26	3
北但行政事務組合	124		154		151		148		146	
	120	4	150	4	147	4	145	4	142	4
合 計	5, 645		5, 585		5, 526		5, 466		5, 408	
	2, 731	2, 913	2, 703	2, 882	2, 676	2, 851	2, 648	2, 817	2, 622	2, 786

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表4 特定分別基準適合物（その他ガラスびん）の見込量

合計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

市町組合名＼年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	1,406	261	1,397	261	1,388	261	1,378	261	1,367	261
神戸市	399		398		396		395		394	
	397	2	396	2	394	2	393	2	392	2
尼崎市	1,090		1,100		1,109		1,117		1,124	
	0	1,090	0	1,100	0	1,109	0	1,117	0	1,124
明石市	480		482		487		485		484	
	480	0	482	0	487	0	485	0	484	0
西宮市	150		145		141		136		132	
	87	64	84	62	81	60	78	58	76	56
洲本市	35		34		32		31		30	
	35	0	34	0	32	0	31	0	30	0
芦屋市	218		211		204		196		189	
	218	0	211	0	203	0	196	0	189	0
伊丹市	460		460		460		459		459	
	460	0	460	0	460	0	459	0	459	0
相生市	28		28		27		27		27	
	28	0	28	0	27	0	27	0	27	0
加古川市	199		198		196		195		193	
	199	0	197	0	196	0	195	0	193	0
赤穂市	18		18		18		18		18	
	18	0	18	0	18	0	18	0	18	0
宝塚市	240		240		238		237		236	
	0	240	0	240	0	238	0	237	0	236
三木市	57		57		56		55		54	
	0	57	0	57	0	56	0	55	0	54
高砂市	63		62		62		62		61	
	0	63	0	62	0	62	0	62	0	61

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
川西市	227		226		224		223		221	
	227	0	226	0	224	0	223	0	221	0
小野市	23		22		21		20		19	
	0	23	0	22	0	21	0	20	0	19
三田市	141		140		139		139		138	
	141	0	140	0	139	0	139	0	138	0
加西市	28		27		27		27		26	
	0	28	0	27	0	27	0	27	0	26
丹波篠山市	14		14		13		13		13	
	14	0	14	0	13	0	13	0	13	0
丹波市	44		42		41		39		37	
	44	0	42	0	41	0	39	0	37	0
南あわじ市	26		25		25		25		24	
	26	0	25	0	25	0	25	0	24	0
淡路市	39		38		38		38		37	
	39	0	38	0	38	0	38	0	37	0
宍粟市	26		26		25		25		24	
	3	24	3	23	3	23	2	22	2	22
加東市	27		27		27		27		27	
	26	1	26	1	26	1	26	1	26	1
たつの市	49		46		44		42		39	
	49	0	46	0	44	0	42	0	39	0
猪名川町	44		44		44		43		43	
	44	0	44	0	44	0	43	0	43	0
稻美町	17		17		17		17		17	
	0	17	0	17	0	17	0	17	0	17
播磨町	20		20		20		20		20	
	0	20	0	20	0	20	0	20	0	20

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
福崎町	12		12		12		12		12	
	7	5	7	5	7	5	7	5	8	5
太子町	25		25		24		24		24	
	25	0	25	0	24	0	24	0	24	0
上郡町	13		13		12		12		12	
	13	0	13	0	12	0	12	0	12	0
佐用町	11		11		11		10		10	
	11	0	11	0	11	0	10	0	10	0
新温泉町	17		0		0		0		0	
	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西脇多可行政事務組合	37		37		36		36		35	
	37	0	37	0	36	0	36	0	35	0
南但広域行政事務組合	40		39		39		38		38	
	40	0	39	0	39	0	38	0	38	0
中播北部行政事務組合	10		9		9		9		9	
	10	0	9	0	9	0	9	0	9	0
北但行政事務組合	81		96		94		92		91	
	81	0	96	0	94	0	92	0	91	0
合 計	5,812		5,783		5,755		5,720		5,683	
	3,035	2,778	3,011	2,773	2,989	2,767	2,961	2,759	2,933	2,750

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表5 特定分別基準適合物（その他紙製容器包装の見込量）

市町組合名＼年度	合計									
	指定法人引渡量 *1		独自処理量 *2							
	単位(t)									
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度						
神戸市	4,101		4,076		4,048		4,018		3,987	
	0	4,101	0	4,076	0	4,048	0	4,018	0	3,987
姫路市	1,264		1,260		1,257		1,253		1,250	
	0	1,264	0	1,260	0	1,257	0	1,253	0	1,250
尼崎市	434		432		430		428		427	
	0	434	0	432	0	430	0	428	0	427
明石市	232		238		226		215		204	
	0	232	0	238	0	226	0	215	0	204
西宮市	116		115		114		114		114	
	0	116	0	115	0	114	0	114	0	114
洲本市	42		42		41		41		40	
	0	42	0	42	0	41	0	41	0	40
芦屋市	12		12		12		12		12	
	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12
伊丹市	220		220		220		220		219	
	0	220	0	220	0	220	0	220	0	219
相生市	87		86		85		84		83	
	0	87	0	86	0	85	0	84	0	83
加古川市	130		129		128		127		127	
	0	130	0	129	0	128	0	127	0	127
赤穂市	90		90		90		90		90	
	90	0	90	0	90	0	90	0	90	0
宝塚市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三木市	1		1		1		1		1	
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
高砂市	103		102		102		101		100	
	0	103	0	102	0	102	0	101	0	100

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
川西市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小野市	3		3		3		3		3	
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
三田市	7		7		7		7		7	
	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7
加西市	1		1		1		1		1	
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
丹波篠山市	25		24		24		24		24	
	0	25	0	24	0	24	0	24	0	24
丹波市	59		58		57		57		56	
	56	3	55	3	55	3	54	3	53	3
南あわじ市	17		17		17		16		16	
	0	17	0	17	0	17	0	16	0	16
淡路市	120		119		118		116		115	
	0	120	0	119	0	118	0	116	0	115
宍粟市	48		47		46		45		45	
	48	0	47	0	46	0	45	0	45	0
加東市	5		5		5		5		5	
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
たつの市	147		139		132		125		118	
	0	147	0	139	0	132	0	125	0	118
猪名川町	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稻美町	51		51		51		51		51	
	0	51	0	51	0	51	0	51	0	51
播磨町	57		56		56		56		56	
	0	57	0	56	0	56	0	56	0	56

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
福崎町	28		28		29		29		29	
	0	28	0	28	0	29	0	29	0	29
太子町	65		64		63		63		62	
	0	65	0	64	0	63	0	63	0	62
上郡町	11		11		11		11		10	
	0	11	0	11	0	11	0	11	0	10
佐用町	29		29		28		27		27	
	0	29	0	29	0	28	0	27	0	27
新温泉町	38		0		0		0		0	
	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0
西脇多可行政事務組合	48		47		46		46		45	
	0	48	0	47	0	46	0	46	0	45
南但広域行政事務組合	164		162		159		157		154	
	0	164	0	162	0	159	0	157	0	154
中播北部行政事務組合	20		20		19		19		18	
	0	20	0	20	0	19	0	19	0	18
北但行政事務組合	114		149		146		143		140	
	0	114	0	149	0	146	0	143	0	140
合 計	7,888		7,840		7,773		7,705		7,636	
	194	7,694	193	7,647	191	7,582	189	7,516	188	7,449

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表6 特定分別基準適合物（ペットボトル）の見込量

市町組合名＼年度	合計									
	指定法人 引渡量 *1		独自 処理量 *2							
	単位(t)									
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度						
神戸市	6,515	6,476	6,431	6,384	6,334					
	2,000	4,515	1,988	4,488	1,974	4,457	1,960	4,424	1,944	4,390
姫路市	955	953	950	947	945	942	942	945	939	
	6	950	6	947	6	945	6	942	6	939
尼崎市	1,179	1,177	1,175	1,174	1,172					
	1,079	100	1,077	100	1,075	101	1,072	101	1,071	102
明石市	539	580	582	581	580					
	284	255	286	294	288	294	287	294	286	294
西宮市	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106					
	443	664	443	663	443	663	443	663	442	663
洲本市	66	66	65	64	63					
	0	66	0	66	0	65	0	64	0	63
芦屋市	229	230	229	228	227					
	197	32	198	32	197	32	196	32	195	31
伊丹市	458	457	457	457	456					
	65	393	65	392	65	392	65	392	65	391
相生市	80	79	79	78	78					
	0	80	0	79	0	79	0	78	0	78
加古川市	565	561	557	554	550					
	0	565	0	561	0	557	0	554	0	550
赤穂市	108	108	108	108	108					
	50	58	50	58	50	58	50	58	50	58
宝塚市	472	471	468	466	464					
	0	472	0	471	0	468	0	466	0	464
三木市	148	145	143	141	139					
	75	72	74	71	73	70	72	69	71	68
高砂市	216	214	213	212	210					
	0	216	0	214	0	213	0	212	0	210

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
川西市	404		402		399		396		394	
	0	404	0	402	0	399	0	396	0	394
小野市	72		72		72		71		71	
	0	72	0	72	0	72	0	71	0	71
三田市	195		194		193		191		190	
	102	93	102	92	101	92	100	91	100	90
加西市	106		105		104		102		101	
	0	106	0	105	0	104	0	102	0	101
丹波篠山市	67		67		66		65		64	
	52	16	51	16	50	15	50	15	49	15
丹波市	101		100		99		97		96	
	0	101	0	100	0	99	0	97	0	96
南あわじ市	110		108		107		105		104	
	0	110	0	108	0	107	0	105	0	104
淡路市	85		84		83		82		82	
	66	19	65	19	64	19	64	19	63	19
宍粟市	66		65		64		63		61	
	48	19	47	18	46	18	45	18	44	17
加東市	70		70		70		70		70	
	0	70	0	70	0	70	0	70	0	70
たつの市	167		158		150		142		134	
	71	96	68	90	64	86	61	81	58	76
猪名川町	82		81		80		80		79	
	0	82	0	81	0	80	0	80	0	79
稻美町	38		38		38		38		38	
	0	38	0	38	0	38	0	38	0	38
播磨町	67		67		67		66		66	
	0	67	0	67	0	67	0	66	0	66

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
福崎町	43		43		43		44		44	
	0	43	0	43	0	43	0	44	0	44
太子町	85		84		83		82		81	
	23	62	23	61	22	61	22	60	22	60
上郡町	23		23		22		22		22	
	18	5	18	5	18	5	17	5	17	5
佐用町	32		31		30		29		29	
	26	6	25	6	25	6	24	5	23	5
新温泉町	35		0		0		0		0	
	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0
西脇多可行 政事務組合	62		61		60		59		58	
	0	62	0	61	0	60	0	59	0	58
南但広域行 政事務組合	106		104		103		102		100	
	72	33	71	33	71	33	70	32	69	32
中播北部行 政事務組合	18		18		18		18		18	
	0	18	0	18	0	18	0	18	0	18
北但行政 事務組合	109		141		139		136		133	
	0	109	0	141	0	139	0	136	0	133
合 計	14,778		14,738		14,650		14,559		14,466	
	4,677	10,102	4,656	10,082	4,631	10,021	4,604	9,956	4,575	9,891

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表7 特定分別基準適合物（その他プラスチック製容器包装）の見込量

市町組合名＼年度	合計									
	指定法人 引渡量 *1		独自 処理量 *2							
	単位(t)									
令和8年度	令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度			
神戸市	8,146		8,097		8,041		7,981		7,919	
	7,753	393	7,706	391	7,653	388	7,596	385	7,537	382
姫路市	1,919		1,914		1,908		1,903		1,898	
	1,877	42	1,872	42	1,866	42	1,861	42	1,856	42
尼崎市	64		64		63		63		63	
	0	64	0	64	0	63	0	63	0	63
明石市	67		77		77		77		77	
	0	67	0	77	0	77	0	77	0	77
西宮市	3,375		3,367		3,359		3,351		3,344	
	0	3,375	0	3,367	0	3,359	0	3,351	0	3,344
洲本市	90		89		88		87		87	
	2	89	2	88	2	87	2	86	2	85
芦屋市	25		25		25		25		25	
	0	25	0	25	0	25	0	25	0	25
伊丹市	1,574		1,573		1,572		1,570		1,569	
	1,574	0	1,573	0	1,572	0	1,570	0	1,569	0
相生市	95		95		94		93		92	
	79	16	78	16	78	16	77	16	76	16
加古川市	40		40		40		39		39	
	0	40	0	40	0	40	0	39	0	39
赤穂市	218		218		218		218		218	
	215	3	215	3	215	3	215	3	215	3
宝塚市	1,871		1,868		1,855		1,847		1,839	
	1,871	0	1,868	0	1,855	0	1,847	0	1,839	0
三木市	1,012		997		981		965		950	
	0	1,012	0	997	0	981	0	965	0	950
高砂市	19		19		19		19		19	
	0	19	0	19	0	19	0	19	0	19

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
川西市	1,211		1,203		1,195		1,187		1,179	
	1,211	0	1,203	0	1,195	0	1,187	0	1,179	0
小野市	6		5		5		5		5	
	0	6	0	5	0	5	0	5	0	5
三田市	22		22		22		22		22	
	0	22	0	22	0	22	0	22	0	22
加西市	16		16		16		16		15	
	0	16	0	16	0	16	0	16	0	15
丹波篠山市	209		205		205		205		205	
	207	2	203	2	203	2	203	2	203	2
丹波市	353		348		344		339		335	
	347	6	343	6	338	6	334	6	329	6
南あわじ市	146		144		142		139		137	
	145	1	143	1	141	1	139	1	136	1
淡路市	66		65		64		64		63	
	4	62	4	61	4	61	4	60	4	59
宍粟市	128		127		124		122		119	
	125	4	123	3	121	3	118	3	116	3
加東市	179		179		179		179		179	
	174	5	174	5	174	5	174	5	174	5
たつの市	353		335		317		300		284	
	342	11	325	10	307	10	291	9	275	9
猪名川町	214		212		210		208		155	
	214	0	212	0	210	0	208	0	155	0
稻美町	5		5		5		5		5	
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
播磨町	236		235		234		233		232	
	0	236	0	235	0	234	0	233	0	232
福崎町	75		76		77		77		78	
	62	13	62	13	63	13	64	14	64	14

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
太子町	136		135		133		132		131	
	134	2	132	2	131	2	130	2	129	2
上郡町	69		68		66		65		64	
	66	3	65	3	64	2	63	2	62	2
佐用町	76		74		72		70		69	
	74	2	72	2	71	2	69	2	67	2
新温泉町	6		0		0		0		0	
	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
西脇多可行 政事務組合	270		266		262		258		255	
	270	0	266	0	262	0	258	0	255	0
南但広域行 政事務組合	249		246		242		238		234	
	247	2	243	2	240	2	236	2	232	2
中播北部行 政事務組合	29		28		28		28		27	
	29	0	28	0	28	0	28	0	27	0
北但行政 事務組合	340		333		327		321		315	
	331	9	325	9	319	8	313	8	307	8
合 計	22,909		22,768		22,609		22,452		22,242	
	17,353	5,556	17,239	5,530	17,110	5,498	16,985	5,466	16,807	5,435

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表8 特定分別基準適合物(その他プラスチック製容器包装(白色トレイ収集を含まない))見込量

合計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名\年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
神戸市	7,958		7,910		7,855		7,797		7,736	
	7,753	205	7,706	204	7,653	202	7,596	201	7,537	199
姫路市	1,877		1,872		1,866		1,861		1,856	
	1,877	0	1,872	0	1,866	0	1,861	0	1,856	0
尼崎市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	37		43		43		43		43	
	0	37	0	43	0	43	0	43	0	43
西宮市	3,217		3,210		3,202		3,195		3,187	
	0	3,217	0	3,210	0	3,202	0	3,195	0	3,187
洲本市	85		84		83		82		81	
	0	85	0	84	0	83	0	82	0	81
芦屋市	15		15		15		15		15	
	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15
伊丹市	1,534		1,533		1,532		1,530		1,556	
	1,534	0	1,533	0	1,532	0	1,530	0	1,556	0
相生市	79		78		78		77		76	
	79	0	78	0	78	0	77	0	76	0
加古川市	14		14		14		14		14	
	0	14	0	14	0	14	0	14	0	14
赤穂市	216		216		216		216		216	
	215	1	215	1	215	1	215	1	215	1
宝塚市	1,871		1,868		1,855		1,847		1,839	
	1,871	0	1,868	0	1,855	0	1,847	0	1,839	0
三木市	986		971		956		941		926	
	0	986	0	971	0	956	0	941	0	926
高砂市	6		6		6		6		6	
	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
川西市	1,211		1,203		1,195		1,187		1,179	
	1,211	0	1,203	0	1,195	0	1,187	0	1,179	0
小野市	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
三田市	12		12		12		11		11	
	0	12	0	12	0	12	0	11	0	11
加西市	4		4		4		4		4	
	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
丹波篠山市	207		203		203		203		203	
	207	0	203	0	203	0	203	0	203	0
丹波市	350		345		341		337		332	
	347	3	343	3	338	3	334	3	329	3
南あわじ市	145		143		141		139		137	
	145	1	143	1	140	1	138	1	136	1
淡路市	62		61		61		60		59	
	0	62	0	61	0	61	0	60	0	59
宍粟市	126		124		122		119		117	
	125	1	123	1	121	1	118	1	116	1
加東市	174		174		174		174		174	
	174	0	174	0	174	0	174	0	174	0
たつの市	346		328		311		294		278	
	342	4	325	3	307	4	291	3	275	3
猪名川町	214		212		210		208		155	
	214	0	212	0	210	0	208	0	155	0
稻美町	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
播磨町	235		234		233		232		230	
	0	235	0	234	0	233	0	232	0	230
福崎町	72		73		74		74		75	
	61	11	62	11	63	11	63	11	64	11

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
太子町	136		135		133		132		131	
	134	2	132	2	131	2	130	2	129	2
上郡町	67		66		65		64		63	
	66	1	65	1	64	1	63	1	62	1
佐用町	74		73		71		69		67	
	74	0	72	0	71	0	69	0	67	0
新温泉町	6		0		0		0		0	
	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
西脇多可行政事務組合	269		265		261		257		253	
	269	0	265	0	261	0	257	0	253	0
南但広域行政事務組合	248		244		241		237		233	
	247	1	243	1	240	1	236	1	232	1
中播北部行政事務組合	29		28		28		28		27	
	29	0	28	0	28	0	28	0	27	0
北但行政事務組合	337		330		324		319		313	
	331	6	325	6	319	6	313	6	307	5
合 計	22,224		22,081		21,926		21,773		21,567	
	17,305	4,919	17,190	4,891	17,062	4,864	16,937	4,836	16,759	4,808

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表9 特定分別基準適合物(その他プラスチック製容器包装のうち白色トレイのみの収集分)の見込量

合計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名\年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
神戸市	188		187		186		184		183	
	0	188	0	187	0	186	0	184	0	183
姫路市	42		42		42		42		42	
	0	42	0	42	0	42	0	42	0	42
尼崎市	64		64		63		63		63	
	0	64	0	64	0	63	0	63	0	63
明石市	30		34		34		34		34	
	0	30	0	34	0	34	0	34	0	34
西宮市	158		158		157		157		157	
	0	158	0	158	0	157	0	157	0	157
洲本市	6		6		6		6		6	
	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4
芦屋市	11		11		10		10		10	
	0	11	0	11	0	10	0	10	0	10
伊丹市	40		40		40		40		40	
	40	0	40	0	40	0	40	0	40	0
相生市	16		16		16		16		16	
	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16
加古川市	26		26		26		26		25	
	0	26	0	26	0	26	0	26	0	25
赤穂市	1		1		1		1		1	
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
宝塚市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三木市	26		25		25		25		24	
	0	26	0	25	0	25	0	25	0	24

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
高砂市	14		13		13		13		13	
	0	14	0	13	0	13	0	13	0	13
川西市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小野市	4		4		4		4		4	
	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
三田市	11		11		10		10		10	
	0	11	0	11	0	10	0	10	0	10
加西市	12		12		12		12		11	
	0	12	0	12	0	12	0	12	0	11
丹波篠山市	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
丹波市	3		3		3		3		3	
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
南あわじ市	1		1		1		1		1	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
淡路市	4		4		4		4		4	
	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0
宍粟市	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
加東市	5		5		5		5		5	
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
たつの市	7		7		6		6		6	
	0	7	0	7	0	6	0	6	0	6
猪名川町	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲美町	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
播磨町	1		1		1		1		1	
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
福崎町	3		3		3		3		3	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
太子町	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上郡町	1		1		1		1		1	
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
佐用町	1		1		1		1		1	
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
新温泉町	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西脇多可行 政事務組合	2		2		2		2		2	
	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
南但広域行 政事務組合	1		1		1		1		1	
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
中播北部行 政事務組合	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北但行政 事務組合	3		3		3		3		3	
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
合 計	686		687		683		678		675	
	48	637	48	639	48	634	48	630	48	627

\*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

\*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表 10 スチール缶の見込量

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
神戸市	1,339	1,331	1,322	1,312	1,302
姫路市	304	303	302	302	301
尼崎市	289	287	286	285	284
明石市	182	187	189	188	188
西宮市	482	460	439	419	400
洲本市	36	34	32	30	29
芦屋市	104	100	95	90	86
伊丹市	141	141	141	141	141
相生市	23	23	23	23	23
加古川市	202	200	199	198	196
赤穂市	31	31	31	31	31
宝塚市	200	200	198	197	197
三木市	90	88	87	85	84
高砂市	61	60	60	60	59
川西市	122	121	121	120	119
小野市	42	39	37	36	34
三田市	129	128	127	126	125
加西市	70	70	69	68	67
丹波篠山市	57	57	56	55	55
丹波市	51	48	45	43	40
南あわじ市	30	29	29	29	28
淡路市	27	27	27	26	26
宍粟市	19	19	19	18	18
加東市	45	45	45	45	45
たつの市	45	43	40	38	36
猪名川町	28	27	27	27	27
稻美町	21	21	20	20	20
播磨町	23	23	23	23	23
福崎町	17	17	18	18	18
太子町	18	18	18	18	18
上郡町	11	10	10	10	10
佐用町	12	12	12	12	11
新温泉町	5	-	-	-	-
西脇多可行政事務組合	61	60	59	58	57
南但広域行政事務組合	22	21	20	19	18
中播北部行政事務組合	10	10	9	9	9
北但行政事務組合	66	69	68	67	66
上記の合算量	4,413	4,360	4,302	4,243	4,188

法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

別表 11 アルミ缶の見込量

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
神戸市	2,550	2,534	2,517	2,498	2,478
姫路市	245	244	243	243	242
尼崎市	400	408	416	424	431
明石市	348	353	352	348	344
西宮市	535	541	547	553	559
洲本市	64	64	64	64	64
芦屋市	82	83	84	85	85
伊丹市	246	246	245	245	245
相生市	29	29	29	29	29
加古川市	231	229	228	226	224
赤穂市	48	48	48	48	48
宝塚市	144	144	143	142	142
三木市	112	110	108	107	105
高砂市	119	118	118	117	116
川西市	161	160	158	157	156
小野市	41	41	42	42	42
三田市	77	76	76	76	75
加西市	54	53	52	52	51
丹波篠山市	45	44	44	43	43
丹波市	61	61	61	61	61
南あわじ市	82	81	80	79	78
淡路市	62	61	61	60	59
宍粟市	38	38	37	36	36
加東市	49	49	49	49	49
たつの市	75	71	67	64	60
猪名川町	51	51	50	50	49
稻美町	33	33	33	33	33
播磨町	33	33	33	33	33
福崎町	16	16	17	17	17
太子町	34	34	33	33	33
上郡町	13	13	13	13	12
佐用町	20	19	19	18	18
新温泉町	28	-	-	-	-
西脇多可行政事務組合	83	81	80	79	78
南但広域行政事務組合	62	62	62	62	62
中播北部行政事務組合	25	25	24	24	24
北但行政事務組合	121	146	144	141	138
上記の合算量	6,415	6,400	6,375	6,346	6,315

法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

別表 12 紙パックの見込量

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
神戸市	311	309	307	305	302
姫路市	169	168	168	167	167
尼崎市	67	66	65	65	64
明石市	78	87	87	86	86
西宮市	104	103	102	100	99
洲本市	13	12	12	12	12
芦屋市	20	20	20	19	19
伊丹市	55	55	55	55	55
相生市	14	14	14	14	14
加古川市	58	57	57	57	56
赤穂市	14	14	14	14	14
宝塚市	0	0	0	0	0
三木市	38	37	37	36	36
高砂市	34	34	34	33	33
川西市	25	25	25	25	25
小野市	11	10	10	10	10
三田市	17	17	17	17	16
加西市	16	16	16	16	15
丹波篠山市	4	4	4	4	4
丹波市	8	7	7	7	7
南あわじ市	9	9	9	9	9
淡路市	12	12	11	11	11
宍粟市	10	10	9	9	9
加東市	15	15	15	15	15
たつの市	22	21	20	19	18
猪名川町	8	8	8	8	8
稻美町	10	10	10	10	10
播磨町	11	11	11	11	11
福崎町	3	3	3	3	3
太子町	16	16	15	15	15
上郡町	3	3	3	3	2
佐用町	6	6	6	6	5
新温泉町	2	-	-	-	-
西脇多可行政事務組合	5	5	5	4	4
南但広域行政事務組合	8	8	7	7	7
中播北部行政事務組合	20	19	19	19	19
北但行政事務組合	10	12	12	11	11
上記の合算量	1,222	1,221	1,212	1,201	1,191

法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

別表 13 段ボールの見込量

単位 (t)

市町組合名＼年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
神戸市	12,221	12,146	12,063	11,973	11,880
姫路市	2,916	2,908	2,900	2,892	2,884
尼崎市	4,951	5,011	5,067	5,119	5,169
明石市	2,696	3,015	2,981	2,945	2,911
西宮市	3,741	3,733	3,724	3,715	3,707
洲本市	262	259	257	254	251
芦屋市	1,018	1,017	1,011	1,004	998
伊丹市	1,761	1,759	1,758	1,756	1,754
相生市	160	159	158	156	155
加古川市	1,551	1,540	1,529	1,519	1,508
赤穂市	274	274	274	274	274
宝塚市	1,448	1,445	1,435	1,429	1,423
三木市	365	360	354	348	343
高砂市	657	653	649	646	642
川西市	1,480	1,470	1,460	1,450	1,441
小野市	233	231	229	228	226
三田市	31	30	30	30	30
加西市	110	108	107	106	105
丹波篠山市	266	263	260	257	254
丹波市	229	226	223	220	218
南あわじ市	281	277	273	269	266
淡路市	395	391	387	382	378
宍粟市	230	227	222	218	214
加東市	226	226	226	226	226
たつの市	169	161	152	144	136
猪名川町	822	814	807	800	792
稻美町	187	187	186	186	185
播磨町	103	102	102	101	101
福崎町	40	41	41	41	42
太子町	62	61	61	60	59
上郡町	49	49	48	47	46
佐用町	49	48	47	46	45
新温泉町	120	-	-	-	-
西脇多可行政事務組合	384	378	372	367	361
南但広域行政事務組合	369	363	358	352	347
中播北部行政事務組合	55	53	52	51	50
北但行政事務組合	579	663	651	640	629
上記の合算量	40,486	40,647	40,453	40,250	40,044

法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

## 参考資料

1. 目標設定の考え方	39
2. 市町における分別収集品目数	40
3. 品目別排出量の見込み	41
4. 分別収集量の見込み	41

## 1. 目標設定の考え方

### (1) 目標値の算定方法

①容器包装廃棄物の収集量：収集量の実績値に施策の効果や将来の人口変動等を加味して推計

②容器包装廃棄物の排出量：排出量の実績値に将来の人口変動等を加味して推計

① 容器包装廃棄物の収集量

$$\text{③分別収集率 (\%)} = \frac{\text{① 容器包装廃棄物の収集量}}{\text{② 容器包装廃棄物の排出量}} \times 100$$

### (2) 目標設定の考え方

ア 分別収集量（分子）は、人口減少に加え、排出削減により減少するが、回収強化、回収体制の整備、広報活動の展開などの施策により、一定量の収集量を確保する。

イ 排出量（分母）は、容器包装削減の施策等を推進することで人口減少以上に削減する。

ウ 以上の取組により、分別収集率を目標年度において向上させる。

分別収集促進計画の計画値

区分	(計画)	
	令和8年度 (計画初年度)	令和12年度 (最終目標年度)
分別収集量	116,859 t	114,163 t
排出量(推計)	255,857 t	248,979 t
容器包装廃棄物分別収集率	45.7%	45.9%

## 2. 市町における分別収集品目数

市町における分別収集品目数（令和8年度～令和12年度）

分別数	市町名	スチール缶	アルミ缶	びん			紙パック	段ボール	その他紙	ペットボトル	その他プラス	市町数
				無色	茶色	その他						
10	神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	29 市 12 町
	姫路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	尼崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	明石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	西宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	洲本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	芦屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	伊丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	相生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	豊岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加古川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	赤穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	西脇市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高砂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	川西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	小野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	丹波篠山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	養父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	丹波市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	南あわじ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	朝来市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	淡路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宍粟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	たつの市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	猪名川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	多可町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	稻美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	播磨町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神河町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	太子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	上郡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	佐用町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	香美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	新温泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
合計市町数		41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	

### 3. 品目別排出量の見込み

県内で排出される容器包装廃棄物の品目別排出量の計画値は、表のとおり、全ての品目で減少していく傾向にある。

表 品目別排出量計画値

(単位:t)

品目＼年度		R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
缶類	スチール缶	6,085	6,012	5,923	5,837	5,754
	アルミ缶	8,271	8,241	8,217	8,189	8,160
びん類	無色ガラスびん	12,980	12,827	12,662	12,502	12,348
	茶色ガラスびん	9,667	9,516	9,375	9,241	9,111
	その他ガラスびん	7,973	7,885	7,809	7,728	7,650
紙類	紙パック	6,317	6,294	6,245	6,197	6,148
	段ボール	53,652	53,570	53,282	52,990	52,695
	その他紙製容器包装	37,418	37,238	37,004	36,775	36,545
プラスチック類	ペットボトル	18,865	18,797	18,687	18,576	18,463
	その他プラスチック製容器包装	94,629	94,046	93,427	92,824	92,105
合 計		255,857	255,425	252,629	250,859	248,979

※小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合がある。

### 4. 分別収集量の見込み

県内の容器包装廃棄物の分別収集見込量は表のとおりである。品目別に見ると、全ての品目で収集量の減少が予想されている。

表 品目ごとの分別収集量計画値等

(単位:t)

品目＼年度		R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
缶類	スチール缶	4,413	4,360	4,302	4,243	4,188
	アルミ缶	6,415	6,400	6,375	6,346	6,315
びん類	無色ガラスびん	7,291	7,217	7,139	7,063	6,990
	茶色ガラスびん	5,645	5,585	5,526	5,466	5,408
	その他ガラスびん	5,812	5,783	5,755	5,720	5,683
紙類	紙パック	1,222	1,221	1,212	1,201	1,191
	段ボール	40,486	40,647	40,453	40,250	40,044
	その他紙製容器包装	7,888	7,840	7,773	7,705	7,636
プラスチック類	ペットボトル	14,778	14,738	14,650	14,559	14,466
	その他プラスチック製容器包装	22,909	22,768	22,609	22,452	22,242
合 計		116,859	116,560	115,795	115,005	114,163

※小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合がある。

